

その書類作成、  
無資格者に任せていませんか？

行政書士でないものが、他人の依頼を受け、業として、  
官公署に提出する書類作成を行うことは法律で禁じられています。  
一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処せられることがあります。



行政書士登録を受けていない者は非行政書士です。  
行政書士はインターネットでチェックできます。

新潟県行政書士会



<https://www.niigata-gyousei.or.jp>



新潟県行政書士会

# 非行政書士行為について

非行政書士行為とは、行政書士でない者が、報酬を得て、官公署に提出する書類や権利義務・事実証明に関する書類を作成することを指します。これは法律（行政書士法）で禁止されており、違反すると罰則が科せられます。

令和8年1月1日施行予定の改正行政書士法では、この非行政書士行為に対する規制がより明確化され、強化されました。



## 令和8年1月1日施行予定 行政書士法の一部を改正する法律 (令和7年法律第65号)

### 改正法での業務の制限規定の明確化

「他人の依頼を受け、いかなる名目によるかを問わず報酬を得て」という文言が追加され、名目を問わず、対価を得て書類作成を行う行為が規制対象であることが明確化されました。

報酬の名称が「顧問料」「手数料」「コンサル料」「会費」などであっても、実質的に書類作成を伴う場合は、非行政書士行為とみなされます。

有償であれば、たとえ一回限りの行為であっても、非行政書士行為とみなされます。

たとえ他の士業資格を有していても、行政書士登録を受けていなければ、非行政書士行為となります。

行政書士登録をしていない組織・個人が非行政書士行為を行っている事例が各地で散見されます。

### 違反事例

- ◎ 建設業許可申請書類、届出書類の作成
- ◎ 飲食店営業許可申請書類の作成
- ◎ 農地転用許可申請書類の作成
- ◎ 各種契約書類の作成
- ◎ 示談書、内容証明郵便の作成

### 関係法令

行政書士法の一部を改正する法律  
(令和7年法律第65号)

行政書士法第1条の3(業務)、  
第19条(業務の制限)、第21条

### 罰 則

非行政書士行為を行った場合、1年以下の**拘禁刑**  
または100万円以下の罰金が科せられます。

